

滋賀県の下水道は、4つの下水処理場の区域からなる琵琶湖流域下水道と6つの単独公共下水道からなっており、県内の大部分が琵琶湖流域下水道の処理区域となっています。以下は琵琶湖流域下水道について説明します。

1. 高度処理

琵琶湖の富栄養化防止等のために、県内のいずれの処理場でも通常の有機物除去を中心とした処理に加え、窒素、リンの除去を目的とした高度処理を行っています。

2. 下水道資源の有効利用

汚水処理により生じる脱水汚泥を有効利用し、下水汚泥の資源化を図るとともに温室効果ガスの削減により地球温暖化防止に貢献しています。湖西浄化センターでは2015(平成27)年度から燃料化物を製造しています。高島浄化センターでは2023(令和5)年度から肥料の製造を開始しました。また、下水と大気との温度差を利用することにより省エネルギー・省CO₂の効果が期待される下水熱利用の取組も行っています。

3. 雨水幹線事業

近年の都市化の進展は、集中豪雨時の流出量を増大させ、家屋の浸水等大きな被害をもたらしています。大量の雨水を安全に流下させるには、川幅を広げるか、新しい川を造る必要がありますが、建物が密集したところで川幅を広げることは困難です。そこで、道路の地下に新たな管渠施設(雨水幹線)を整備し、浸水による被害をなくすようにします。2023(令和5)年3月には守山栗東雨水幹線の幹線管渠の整備が完了しました。

4. 淡海環境プラザ

「淡海環境プラザ」は下水道の普及啓発等を行う拠点として、2013(平成25)年に矢橋帰帆島内に開設しました。2023(令和5)年度より館内のリニューアルを実施し、水環境を始めとした環境問題についてよりわかり易く学べるように展示を更新しました。



写真9-3-1 淡海環境プラザ館内の様子



- 湖南中部処理区
- 湖西処理区
- 東北部処理区
- 高島処理区
- ⓧ 流域下水道浄化センター
- ⓧ 単独公共下水道浄化センター
- ⓧ 特定環境保全公共下水道浄化センター

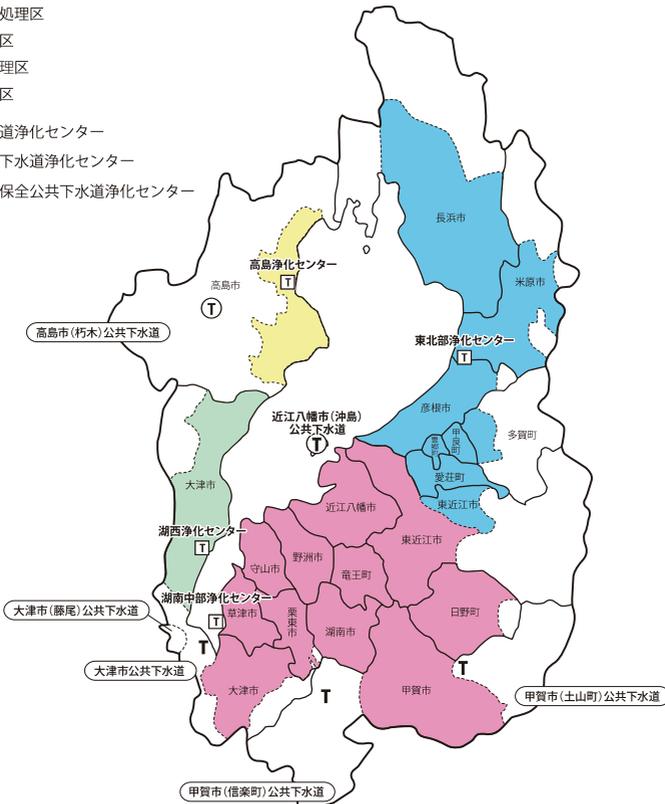


図9-3-1 滋賀県下水道区域(2024(令和6)年3月31日現在)

表9-3-1 各処理区概要(2024(令和6)年3月31日現在)

	琵琶湖流域下水道			
	湖南中部処理区	湖西処理区	東北部処理区	高島処理区
処理区域面積	約 18,852.8ha	約 2,423.7ha	約 10,583.8ha	約 2,111.7ha
処理区域内人口	約 752 千人	約 116 千人	約 279 千人	約 39 千人
処理水量(日最大)	294,500 m ³ /日	52,500 m ³ /日	120,750 m ³ /日	16,400 m ³ /日
排除方式	分流式(汚水と雨水とに分けて処理する方式)			
普及率	94.6%	96.7%	88.4%	89.4%

下水道課

【流域下水道】複数の市町からの下水を広域的に集めて一括処理するもので、効率的な下水道整備が可能となる。設置や維持管理などは原則として都道府県が行う。

【公共下水道】家庭からの汚水や事務所排水を集め、終末処理場で浄化して河川などに放流するか、または流域下水道につなげて処理する。設置や維持管理などは原則として市町が行う。